

改 正	現 行
<p>(減少計画の届出)</p> <p>第5条 オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、第6条第1項に規定する情報、注意報又は警報が発令された場合に講ずべき排出ガス量等の減少のための措置に関する計画届出書(以下「オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書」という。)を別記<u>様式第1-1</u>により、毎年3月31日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 ばい煙発生施設又はVOC発生施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により、工場・事業場全体の排出ガス量等に変更があった場合、オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、前項のオキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、別に知事が定める場合においては、この限りではない。</p> <p><u>3 硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、措置要領第6条第1項に規定する情報、注意報、第1警報又は第2警報が発令されたときに講ずべき硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画(以下「緊急時におけるばい煙量減少計画届出書」という。)を別記様式第1-2により知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 ばい煙発生施設又はばい煙関係特定施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により工場・事業場全体のばい煙量に変更があった場合、硫黄酸化物関係ばい煙排出者は、前項の緊急時におけるばい煙量減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、知事が別に定める場合においては、この限りではない。</u></p> <p>(情報等の発令)</p> <p>第6条 知事は、別表第2の<u>発令区分</u>の欄に掲げる物質による大気汚染状態が、それぞれ同表の発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ気象条件からみて</p>	<p>(減少計画の届出)</p> <p>第5条 オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、第6条第1項に規定する情報、注意報又は警報が発令された場合に講ずべき排出ガス量等の減少のための措置に関する計画届出書(以下「オキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書」という。)を別記<u>様式第1</u>により、毎年3月31日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 ばい煙発生施設又はVOC発生施設の設置、休止、廃止あるいは構造等の変更により、工場・事業場全体の排出ガス量等に変更があった場合、オキシダント等関係ばい煙排出者及びオキシダント等関係VOC排出者は、前項のオキシダント等緊急時における排出ガス量等減少計画届出書をその都度提出するものとする。ただし、軽微な変更等、別に知事が定める場合においては、この限りではない。</p> <p>《追加》</p> <p>(情報等の発令)</p> <p>第6条 知事は、別表第2の<u>測定項目</u>の欄に掲げる物質による大気汚染状態が、それぞれ同表の発令基準の欄に掲げる場合に該当し、かつ気象条件からみて当</p>

改 正		現 行																									
<p>当該大気汚染状態が継続すると認める場合は、同表の上欄に掲げる発令区分に従い、情報、注意報、警報（硫黄酸化物にあっては、第1警報、第2警報）（以下「情報等」という。）を発令するものとする。</p>		<p>当該大気汚染状態が継続すると認める場合は、同表の上欄に掲げる発令区分に従い、情報、注意報、警報（硫黄酸化物にあっては、第1警報、第2警報）（以下「情報等」という。）を発令するものとする。</p>																									
<p>別表第2 緊急時の発令・解除基準、措置等 発令区分 情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質名</th> <th rowspan="2">発令基準</th> <th rowspan="2">解除基準</th> <th colspan="2">緊急時の措置</th> </tr> <tr> <th>知 事</th> <th>関係市町長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オキシダント</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		物質名	発令基準	解除基準	緊急時の措置		知 事	関係市町長	オキシダント	(省略)	(省略)	3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》	(省略)	<p>別表第2 緊急時の発令・解除基準、措置等 発令区分 情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質名</th> <th rowspan="2">発令基準</th> <th rowspan="2">解除基準</th> <th colspan="2">緊急時の措置</th> </tr> <tr> <th>知 事</th> <th>関係市町長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オキシダント</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境部環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>		物質名	発令基準	解除基準	緊急時の措置		知 事	関係市町長	オキシダント	(省略)	(省略)	3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境部環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》	(省略)
物質名	発令基準				解除基準	緊急時の措置																					
		知 事	関係市町長																								
オキシダント	(省略)	(省略)	3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》	(省略)																							
物質名	発令基準	解除基準	緊急時の措置																								
			知 事	関係市町長																							
オキシダント	(省略)	(省略)	3 1の(2)による協力を求めたときは、オキシダント等関係ばい煙排出者に対し、別記様式第2により措置状況の報告を求め、必要があるときは管轄厚生環境事務所により立入検査を行う。ただし、広島市が管轄する工場・事業場にあつては環境県民局環境部環境保全課（以下「県環境保全課」という。）により、その他の市町が管轄する工場・事業場にあつては関係厚生環境事務所により、管轄市町の協力を得て調査を行う。《以下略》	(省略)																							
<p>様式第1-1 《様式の内容は変更ないため添付省略》</p>		<p>様式第1 《省略》</p>																									
<p>様式第1-2 別紙 (次に添付のとおり)</p>		<p>《追加》</p>																									

削除:等

削除:等